

期が迫った場合、命治療を望みません! 公正証書で残す人が急増中

三つの書き方

ださい」「苦痛を和らげる措置はしてください
いします」ほか、公的に記録できること

長い人生の終わりができる限り平穏に迎えた
い——誰しもが抱く思いだ。その一方で、様々
な要因から「死ぬ瞬間」でさえ自分の好きにさ
せてもらえるとは限らない。
そうしたなかで急増しているのが、「公正証
書」という公文書で残す「尊厳死宣言」だ。そ
の書面をどう使えば、自ら望む人生の幕引き、
に近づけるのか。

8か月で1000件超

「生命を維持するために、点滴で栄養や水分を送り続
けると、体がだぶだぶの状態になるんです。お医者さ
んの中には、『溺れる』と表現する人もいるそうです。

たしかに父の命はつなぎ止めましたが、果たして最
善の選択だったのか……。
答えは見つかりません」

そう話す50代のAさんは、昨年、父親をがんで亡くし
た。病床で何本も管につながれた父の最期の姿が、今
も脳裏から消えないという。
病気や事故で回復の見込
みがなくなった場合、無理に延命治療を施さず、自然
な最期を迎えるのが「尊厳死」だ。文字通り、人間と

しての尊厳を保つたまま旅立たせるという考え方だ。
「尊厳死の基本は、『望まない医療を受けない権利を守
る』ことにあります」

日本尊厳死協会関東甲信越支部理事で杉浦医院院長
の杉浦敏之氏は、そう話す。
どんな最期を迎えたいか
は、それぞれの人生観によ
つて異なる。最後まで病魔
と闘い抜く考え方の人もいれば、経管栄養と人工呼吸器
をつないで生き続けること
に抵抗感を示す人もいる。
2025年には65歳以上
の人口が全体の3割に達す
るといわれる。超高齢化時
代を目前に、人生をどう締
めくくるかは現代人にとって

[超高齢化時代の「穏やかで幸せな逝き方」を考える]

尊厳死

「医師も家族も私の意思にご配慮く
「彼らを訴訟対象としないようにお願

書式見本 申告手続き マニュアル付

て大きなテーマだ。

そんな中、日本公証人連合会が、ある調査結果を発表した。今年1~7月に、

公証役場で作成された『尊厳死宣言公正証書』(以下、「尊厳死宣言」)の数が、98件にのぼったという。

そもそも、公正証書とは、法務大臣に任命された公証人が作成する文書のことだ。金銭貸借を含む各種契約や、遺言などの内容を公証人が証明することにより、法的な紛争を未然に防ぐことを目的としている。

そこで作成される尊厳死宣言には一体どんな役割があるのか。優オフィスグループ代表で、行政書士の東優氏が解説する。

「尊厳死宣言は、終末期に延命治療を望まない意思を、公証人の前で宣言する文書です。

法的な拘束力はありません

んが、家族や医療機関などに對して自分の意思を表明できるものです」

これまでも、一般財団法人である日本尊厳死協会が延命治療を望まないことを表明する「終末期医療における事前指示書(リビング・ウイル)」の普及活動を続けてきた。エンディングノートをはじめ、自分の人生の終わり方を考え、文書として残そうとする風潮も広がりつつある。だが、そういった文書は、あくまで「私的」なもの。「公的」な意味合いのある尊厳死宣言にまとめてることで、よりはつきりと周囲に意思を伝えることができるという。

51頁に掲載したのは、東京都にある公証役場がホームページに公開しているオーラドックスな尊厳死宣言の文例だ。

「尊厳死宣言」申告マニュアル これを持って公証役場に行きましょう

早ければ翌日にも左の書面が作成される

- ①** 回復の見込みがない不治の病にかかり、死期が迫っているとき死期を延ばすための「延命治療」は必要ない
はい いいえ
- ②** (①で「はい」を選んだ人) その理由は何ですか?
- ③** 必要ないと考える「延命治療」の具体的な内容があれば記入して下さい(記入しなくても構いません)
- ④** 苦痛を和らげるための緩和治療は、薬剤などの副作用で死期を早める可能性があります。それでもあなたは痛みを取ることを優先したいですか?
はい いいえ
- ⑤** (①で「はい」を選んだ人) その意思を誰に伝えましたか?
 - 妻 子供 孫 親戚 友人
 - 主治医 その他 誰にも伝えていない
- ⑥** (⑤で誰かに「意思を伝えた」という人) どのように方法で伝えましたか?
 - 日常会話で 希望を伝える場を設けて
 - メモ書きなどの書面で その他
- ⑦** 延命治療を行なわなかつたことで、家族や医師に責任が生じるような事態は避けてほしい
はい いいえ
- ⑧** 精神が正常な状態のときに、上記を記入した
はい いいえ

その他必要なもの…本人確認ができる証明書類(パスポート、免許証など)と認印、または実印と印鑑証明。作成手数料。

日付 / / 氏名

専門家への取材をもとに本誌が作成

宣言の文例にあるように、
51ページ上に掲載した尊厳死
宣言の文例

(同前)
基本的な内容は同じです

「延命治療を行なわないこと」と
「苦痛を和らげる措置は最大限行なうこと」
「医療従事者の免責」「自身の精神状態の健全性」といった項目が緩られて
いる。日本公証人連合会の向井壯氏が解説する。

「確認したところ、古くは93年に尊厳死宣言が作成された記録がありました。尊嚴死という言葉の広まりとともに相談件数および作成数が増えていました。それで今年、初めて統計を取りました。データ発表の翌月となる今年8月には145件

が確認されました。家族に迷惑をかけたくない、という考え方人が多いと思います。実際に身内の方を看取って、自身の最期をイメージした時に尊厳死という結論に至ることも多いようです」

尊厳死宣言を作成するには、どんな準備と手続きが必要なのか。「運転免許証やパスポート、マイナンバーカードといった顔写真つきの本人確認書

類と、認印が必要になります。あるいは、実印と印鑑証明書のセットでも作成が可能です」(同前)

書類作成の手数料は1万1000円。これに、作成する謄本の枚数などによってプラス数千円かかる。病気のため自宅や病院を離れないという場合には、弁護士などが相談し、あらかじめ文案を作成する場合に弁護士費用も必要だ。

「すでに文案がある場合は、内容確認の翌日にできることがあります。ご本人と直接やり取りする場合には、公証役場に来ていただか、難しければ電話やメール、ファックスで内容を詰めていきます。とはいっても多くの場合、内容はいえ、ほんどの場合、基本的な内容は同じです」

手数料は1万1000円

事前に内容について家族の了承を得たと記載する場合もあるが、作成時に立ち会う必要はないという。比較的簡易な手続きで作成が可能な尊厳死宣言は、「公証人が直接見聞きした内容を公正証書にする」という「事実実験公正証書」にあたる。この場合の見聞

きした内容とは、”本人の
意思”と”判断能力”だ。
「本当に本人が尊厳死を望
んでいるか、ということは
しつかりと確認します。同
時に、尊厳死というものの
意味を理解できているかと
いう判断能力も見ます。
エンディングノートなど
の私文書だと、本当に判断

能力があつたのか、そもそも本人が書いたのかといつた点で信頼性に疑問符がつくケースがある。医師が本人に確認しようにも、死期が近く意思表示できない状態だったら、確かめようもない。

その点、尊厳死宣言は間違いなく本人が望んだと公

尊嚴死宣言公正証書

第1条 私〇〇〇は、私が将来病気に罹り、それが不治であり、かつ、死期が迫っている場合に備えて、私の家族及び私の医療に携わっている方々に以下の要望を宣言します。

- 1 私の疾病が現在の医学では不治の状態に陥り、既に死期が迫っていると担当医を含む2名以上の医師により診断された場合には、死期を延ばすためだけの延命措置は一切行わないでください。
 - 2 しかし、私の苦痛を和らげる処置は最大限に実施してください。そのために、麻薬などの副作用により死亡時期が早まったとしてもかまいません。

第2条 この証書の作成に当たっては、あらかじめ私の家族である次の者の了承を得ております。

| | | | | |
|----|----|---|---|---|
| | 妻 | ○ | ○ | ○ |
| 昭和 | 年 | 月 | 日 | 生 |
| | 長男 | ○ | ○ | ○ |
| 昭和 | 年 | 月 | 日 | 生 |
| | 長女 | ○ | ○ | ○ |
| 昭和 | 年 | 月 | 日 | 生 |

私に前条記載の症状が発生したときは、医師も家族も私の意思に従い、私が人間として尊厳を保った安らかな死を迎えることができるよう御配慮ください。

第3条 私のこの宣言による要望を忠実に果たしてくださる方々に深く感謝申し上げます。そして、その方々が私の要望に従つてされた行為の一切の責任は、私自身にあります。警察、検察の関係者におかれましては、私の家族や医師が私の意思に沿つた行動を執つたことにより、これらの者を犯罪捜査や訴追の対象とすることのないよう特にお願いします。

第4条 この宣言は、私の精神が健全な状態にあるときにしたものであります。したがって、私の精神が健全な状態にあるときに私自身が撤回しない限り、その効力を持续するものであることを明らかにしておきます。

（同前）
尊厳死をどう捉えているかを、事前に頭の中で整理しておく必要がある。50ページの「申告マニュアル」は、専門家の協力を得ながら、尊厳死宣言を作成するにあたって、考えておくべきポイントをまとめたものだ。家族や親しい人と話し合いながら記入すれば、自分の考えをまとめ直す機会になると同時に、周囲に意思表示することになる。

申告マニュアルには、必要ないと考える延命治療の内容を記入できる欄を設けた。これはあくまで「胃ろう」や「経鼻チューブ」「人工呼吸」といった具体的な延命治療の内容を知ることで、宣言するまでの理解を深めることが主なる目的で、実際の尊厳死宣言では細かく指定しないほうが望ましいという。

「望まない治療の内容を細分化して書き込んでしまうと、『書いていない治療はやっていいのか』という話

して新しい種類の延命治療が生まれるかもしれない。したがって、治療方法を指定しないほうがいいと思います」（前出・向井氏）

作成された尊厳死宣言の原本は公証役場が保管するコピーにあたる謄本を自分の手元に置いたり、家族に渡したりすることで意思の共有を図る。

ちなみに、後になつて気が変わり、一度作成した尊厳死宣言の内容を破棄したい場合、役場での手続き等は必ずしも必要ではないという。

前出・向井氏はこういう「自分が持つてゐる謄本を破棄し、その内容を伝えていた人に、『あの話はなかつたことにしてくれ』と伝えるのも一つの方法。保管している原本を破棄するという手続きはない。公証役場で、『前に作成した尊厳死宣言を撤回する』という証書を新たに作る方法はあるが、私は一度もそうした依頼を受けたことはありません」

死は一人で完結できない

だが、尊厳死宣言を作成しさえすればすべてが希望通りに進むとは限らない。ポイントは前述したように、公正証書に法的な拘束力がないことだ。まことに法律事務所の弁護士・北村真一氏は次のように指摘する。

「尊厳死宣言をしていても、本人の意思に反して、家族が延命治療の中止に同意しないければできませんし、医者が拒否する場合もあります。本人、家族、医師の同意が揃つて、初めて実現するものです」

前掲の申告マニュアルにも記したが、尊厳死宣言の作成にあたっては、家族や主治医と十分に話し合う時間を探ることが望ましい。さらには定期的に尊厳死への気持ちに変化がないことを意思表示し、理解を得る。「死」は自分一人では完結できない現実があるからだ。前出の向井氏がいう。

「尊厳死宣言に家族の了承を組み込む場合もあります

が、公証人には、本当に了承しているかどうかの確認義務はありません。まさか嘘をつくということはないでしょ？ が、本人が納得してもらっていると感じても、家族はそう認識していないこともあります」

前出の北村氏も、本人と家族の考えにズレが生じる場合があると指摘する。

家族と思いがすれ違う

当初は意思統一が図れていても、いざ死期が近づくと、家族の心境に変化が出てくることもある。

本誌で16年5月から翌年1月まで『いのちの苦しみが消える 古典の言葉』を連載した田中雅博さんは、僧侶であり、内科医だった。68歳だった14年10月に、ステージ4b（最も進んだステージ）の肺臓がんが見つかり、末期がん患者でもあ

認められるのが尊厳死です。しかし、家族が「まだ助かるかもしれない」と望みを捨てられないことがある。それこそ機械につないででも生き永らえさせておけば、もしかしたら近い将来画期的な治療法が見つかるかも知れないという希望を抱く人もいます」

病床にある人の年金額と、治療にかかる医療費との兼ね合いを計算した上で、家族が延命を希望するという耳を疑うようなケースも存在するという。

「亡くなる1か月前くらいには、ガクンと調子が悪くなりましてね。でも、ついこの間まで護摩行をやっていたし、医師の仕事もしていた。入院してモニターを付けていましたけど、心臓は動いているし、呼吸もしている。孫が遊びに来ると、ちゃんと手を挙げてハイタッチまでするんですよ。私は医者ですから、死期への転移も見つかりました。毎週がんセンターで抗がん剤治療を受けていましたが、ある日調子が悪かったのか、心臓が止まつたら、蘇生は望まないよ」とて言つたんです。私は、「はい、わかりました」とて言つた娘とも、「お父さんの意

思を尊重してあげようね」という話はしていました」「余命は数か月」とみられた雅博さんは、最初に70歳でこの世を去った。4か月間を生き、昨年3月に70歳でこの世を去った。がんが見つかってから2年がんに冒されながら、診察や僧侶としての講演活動などを精力的に続ける雅博さんの姿を見て、貞雅さん的心に揺らぎがあった。

「亡くなる1か月前くらいには、ガクンと調子が悪くなりましてね。でも、ついこの間まで護摩行をやっていたし、医師の仕事もしていた。入院してモニターを付けていましたけど、心臓は動いているし、呼吸もしている。孫が遊びに来ると、ちゃんと手を挙げてハイタッチまでするんですよ。私は医者ですから、死期への転移も見つかりました。毎週がんセンターで抗がん剤治療を受けていましたが、ある日調子が悪かったのか、心臓が止まつたら、蘇生は望まないよ」とて言つた娘とも、「お父さんの意



殺人罪に問われた女性医師が勤めていた川崎協同病院には報道陣が殺到した

前出の東氏はこう話す。

「公正証書に残したことなどを誰に伝えておくかはケースバイケースですが、親類縁者全員にというのは手間も

医師が「殺人」に問われない

尊厳死宣言は、本人や家族はもちろん、医師の側から見ても大きな意味を持つ。「10年ほど前までは、尊厳死の意思表明があつても、治療を続けようとする医師が多かつたように思います。」

最近は尊厳死への理解も深まって、本人の意思が確認できるようなら、尊重しそうという医師も増えていますが、延命治療をしないのは、「命を救う」という医師の本懐に反する行為です。治療を続けたい気持ちが強い医師もいる。公正証書の存在は、そうした医師への説得材料にもなり得るのです」（前出・杉浦医師）

医師が抱えるリスクへの配慮もある。

「家族が延命治療を望んでいるのに、『本人がこう思っているんだから、おしま

ある。そうなったときには、最も信頼できるキーパーソンに、しっかりと説明しておくというのも1つの手段です」

殺人罪に問われたこの医師は07年2月に、高裁で懲役1年6ヶ月、執行猶予3年被判決を受け、09年12月に最高裁が上告を棄却したこと、刑が確定した。

06年には、富山県の射水市民病院で入院患者の人工呼吸器が取り外され、50歳の7人が死亡していたことが明らかになつた。取り外しを行なつたとされたのは外科部長だった。

「医師は家族や本人との合意のもとで止めたと主張。しかし警察は殺人として捜査を進めた。結局不起訴となつたが、長い時間がかかる記載がされる。過去には、実際に医師が刑事責任を問われたケースもある。

98年11月、神奈川の川崎協同病院で呼吸器内科部長だった女性医師は、気管支喘息の重積発作で極度の呼吸困難状態にあつた患者から、気道確保のための気管

つけた。その間、医師は「殺人容疑者」です。（山王メデイカルセンターの医師・鈴木裕也氏）

尊厳死宣言が広がれば、そうした現実が少しずつ変わるものかもしれない。

「仮に裁判となつても、公正証書があれば裁判所の判断材料において強い証明力を持ちますから、本人の意思があった、という点については認められると考えられる」（前出・向井氏）

尊厳死宣言の記載は、罪に問われることを恐れる医師にとっても「救い」となり得る。

一方で、やはり法的拘束力はないため、医師が患者の希望に沿えるよう、その免責を法的に位置づけるべきという意見もある。

思を示しづらい国民性を持っていると感じています。『私文書』での意思表明は、自分の考え方よりも、『そろそろ自分は死んだ方が子供たちのためにも良いんじや

気が変わつてもいい

思を示しづらい国民性を持つていると感じています。『私文書』での意思表明は、自分の考え方よりも、『そろそろ自分は死んだ方が子供たちのためにも良いんじや

逝き方を考えることは、自分の人生に最後まで責任をもつということでもある。医療の進歩で簡単には死ねなくなつた時代だからこそ、「尊厳死宣言」の文面を見ながら、一人ひとりが考えることの意味は大きい。

*

逝き方を考えることは、自分の人生に最後まで責任をもつということでもある。医療の進歩で簡単には死ねなくなつた時代だからこそ、「尊厳死宣言」の文面を見ながら、一人ひとりが考えることの意味は大きい。